

◎町営住宅に入居できる収入基準

町営住宅に入居するためには、世帯主及び同居の親族の総収入が、公営住宅法に定められた収入基準以下であることが必要です。

下表は、世帯内に給与所得者が1人の場合の年間収入限度額を示したものです。

限度額は、複数の所得者がいる場合、扶養親族に障害者がいる場合など、世帯状況によって異なりますので、詳しくは建設課建築係（0167-52-2179）までご相談ください。

【一般階層】

収入基準：月額所得158,000円以下

年間総収入限度額表

扶養親族	年間総収入限度額
0人	2,967,999円
1人	3,511,999円
2人	3,995,999円
3人	4,471,999円
4人	4,947,999円
5人	5,423,999円

【裁量階層】

収入基準：月額所得214,000円以下

年間総収入限度額表

扶養親族	年間総収入限度額
0人	3,887,999円
1人	4,363,999円
2人	4,835,999円
3人	5,311,999円
4人	5,787,999円
5人	6,263,999円

裁量階層～主に次に該当する場合

- 申込者本人が60歳以上で、同居者全員が60歳以上
- 申込者本人若しくは同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方がいる場合
- 同居し扶養している小学校就学前の子どもがいる場合など